

臨時的任用・非常勤に「人事評価」を導入

1月20日、府教委は府高教に対し、「会計年度任用職員の人事評価の実施細目の策定について」「臨時的任用職員等の人事評価の実施細目の策定について」の提示をおこない、2月3日までの期間で意見聴取をおこなうとしました。

その内容は、来年度（2020年度）から会計年度任用職員制度がスタートすることに伴い、学校現場の非常勤職員（非常勤講師・非常勤補助員など）、臨時的任用職員等（期限付き講師など）に、地方公務員法にもとづく「人事評価」を実施するというものです。この「人事評価」は、「評価・育成システム」とは異なるもので、「自己申告票」の提出や、賃金・任用への反映はおこなわないとしています。

府高教は、当該の臨時教職員に不利益が生じないよう、折衝等のとりくみをすすめます。

【具体的内容】

	臨時的任用職員	非常勤職員
対象者	臨時的任用職員のうち、一任用事由につき任用期間が6月以上の者	一般職非常勤職員 (非常勤講師、非常勤補助員、非常勤特嘱、非常勤若特)
評価者	校長・准校長 ただし、教頭、事務(部)長等の意見を踏まえることとする	校長・准校長 ただし、教頭、事務(部)長等の意見を踏まえることとする
人事評価実施期間	任用開始から任用期間満了まで(6月以上)	任用開始から任用期間満了まで
評価基準	「実績」2項目、「能力」2項目で3段階評価（絶対評価） 「実績」「能力」の評価をもとに、3段階の全体評価（絶対評価）	「実績」1項目、「能力」1項目で3段階評価（絶対評価） 「実績」「能力」の評価をもとに、3段階の全体評価（絶対評価）
授業アンケートの活用	絶対値によるアンケート結果を踏まえる	
授業観察	授業行う職員について実施	授業行う一般職非常勤職員について実施
人事評価結果の開示	基準日（3月31日）に在籍する場合に開示 基準日までに任期満了、退職する者は原則開示しない。ただし、希望者については開示する	原則開示しない（希望がある場合は開示）
開示面談	開示の対象者で希望する場合は面談を実施	実施しない
人事評価結果に対する苦情	苦情相談の対応あり	苦情相談の対応あり

【実施時期】 2020年4月1日

あなたも府高教へ！